

## 共通論題：「日本の金融再生プログラム」

### 金融再生のための制度的基盤形成を

慶應義塾大学 池尾和人

金融が再生したといえるには、現在の経済環境の下で求められている金融機能を日本の金融システムが十全に提供できるようになることが条件となる。そのためには、不良債権問題の処理に代表される金融システムの「健全化」とともに、金融システムの「現代化」が実現されねばならない。ここでいう現代化（モダニゼーション）とは、金融システムのアーキテクチャー（設計思想）を市場型に変えることを意味している。

その際にわれわれは、アーキテクチャー転換のためにはどのような条件が必要であるかについて、正確な認識を持っていなければならない。市場型金融が可能であるためには、高度に整備された法環境・情報インフラが不可欠であり、そうした法環境・情報インフラが未整備の場合には、たとえ規制で強制されていなくても、相対（あいたい）型金融が唯一の選択肢になってしまう。

要するに、単に規制緩和を進めていけば自然とアーキテクチャーの転換が実現されるというような容易な話ではない。市場型金融が可能となるためには、公開情報の形で特定の資金調達者の信用度や将来性に関連する基礎的な情報が得られることが必要であり、そのためには企業の活動内容の透明性が格段に改善しなければならない。また、投資家の権利と契約履行の確保の面における十分な法的保護の提供される環境が用意されていなければならない。

これらの条件が整うためには、広範囲に及ぶ制度的基盤の構築作業が不可欠である。こうした制度的基盤は、社会共通資本の一部をなすものであり、その構築のためには大いなる費用を要する。法案を1つ作成するのにも、よいものとするにはかなりの人手が必要であり、平たく言ってカネがかかる。

したがって、日本の金融再生が実現されるためには、自由化＝規制改革に加えて、こうした制度的基盤のようなタイプの社会共通資本の構築に十分な資源が配分される必要がある。この点に関する明確な認識を欠いたままでは、金融再生の努力が確たる成果を上げることはかなわないと考える。